

# わ おん 音 楽 祭

Vol.33

2018.3

平成28年4月より、「**女性活躍推進法**」が施行されました！

## 🍎 奈良市の取り組み紹介 🍎

企業向けに女性活躍推進法の対応を促進するために、商工会議所ニュースにチラシを折込みました。  
女性活躍推進法に伴う行動計画の策定によって、「企業間の競争力向上」や「優秀な人材の確保」といった**《企業の成長》**を促すことを目的としてチラシでの啓発を行いました。

(※折込チラシ↓)

保存版

～従業員300人以下の企業は努力義務です～

## 女性活躍推進法

の対応はお済みですか？

一般事業主行動計画を策定し、届け出を行う事で、男性も女性も働きやすい職場をめざし人材確保や業績の向上につなげましょう。

### ★女性活躍推進法とは

2016年4月1日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。  
働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために企業が数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・届出・公表等を行うことが義務付けられました。  
(従業員301人以上の事業主)



「なぜ今女性が必要なのか」女性活躍推進に取り組む企業にとっての利点とは？

◆多様な視点による  
きめ細やかな商品や  
サービスを企画し販  
路の拡大につながる

◆職場条件の改善は  
優秀な人材の採用に  
繋がる可能性が高  
くなる

◆男女共に人材が  
定着し幅広い高い  
質の労働力の確保  
ができる

## 女性が働きやすい職場＝男性も働きやすい職場

★ポジティブ・アクションの効果  
女性の活躍が進んでいる企業ほど  
「職場が活性化」「従業員意識が向上」  
「業績・評価が向上」しています！



仕事の頑張りやに反映  
仕事を続ける活力

意識改革や働き方を見直す

労働時間の短縮  
休暇制度の充実

楽しみながら家事・育児・趣味の時間の確保  
仕事以外の楽しみや生きがい  
幅広い人間関係の形成

### ★ポジティブ・アクションとは

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から女性の能力が充分活かされていないなどの課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要な取組です。

女性活躍が企業の生き残りの条件「日本の人事戦略」参考  
厚生労働省女性就業ガイドライン・アクション間接ポータルサイト参考  
内閣府ホームページ参考



企業はどのような取り組みを行っていくのか

企業理念実現の為  
女性の力は必要

**STEP1**  
I 現状把握・問題点を発見し分析  
① 採用者に占める女性比率  
② 継続勤務年数の男女差  
③ 労働時間（残業時間数等）の状況  
④ 管理職に占める女性比率

行動計画の策定  
社内周知・公表・届出

**STEP2**  
II 行動計画の策定・届出  
① 具体的な目標（数値化）と目標達成時期  
② 行動計画の社内周知  
③ ポスター掲示・メール送付・書面配布  
④ 外部への公表  
⑤ 都道府県労働局への届け出  
⑥ 情報公表

取組の実施  
効果の測定

**STEP3**  
III 情報の公表  
定期的に、数値目標の達成状況や  
行動計画に基づく取組の実進状況  
を公表・評価する→ステップ1へ

人事担当者

・性別に関わらず、  
多様な働き方ができる職場をつくる  
能力・意欲に応じて役割を担わせる

上 司

・企業理念実現の為に女性の活躍の機会を  
広げることによる女性に貢献と責任を与  
える

女性活躍推進企業データ  
ベースの利用も有効  
取組みを学生や一般の方々に  
アピールできます。

## 女性活躍推進法に基づく認定制度《えるぼし認定》とは？



《えるぼし認定マーク》とは・・・

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業は  
都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受け与えられるもの。

★認定のマークを商品や広告につけることにより、女性活躍推進企業であることをPRすることができる。

(1段階目)

(2段階目)

(3段階目)

《認定基準》①から③の評価項目で満たす項目に応じて、取得できる星の数が変わる  
④採用 ⑤継続勤務 ⑥労働時間等の働き方 ⑦管理職比率 ⑧多様なキャリアコース  
(その他の基準) すべての基準を満たすことが条件  
・事業主行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を定めたこと  
・定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者の周知をしたこと  
・女性活躍推進法及び同法に基づく命令、その他関係法令に違反する重大な事実がないこと  
※認定基準の考え方や評価基準の概要は中立的な第三者機関のホームページを参照

### えるぼし認定企業への優遇措置

①公共調達における優遇措置（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律・女性活躍推進法第20条）  
公共調達のうち、国（地方公共団体も含まれる）が価格以外の要素を評価する調達（総合評価選択方式・企画競争方式）を行うときは契約の内容に応じて  
加点評価される。  
②日本政策金融公庫による低利融資 ※ワーク・ライフ・バランスの推進にも適用可  
日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「加齢適性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率  
より低利融資を受けることができる。

### 両立支援等助成金

※詳しくは要約書が奈良労働局へお尋ねください。

#### 女性活躍加速化コース

女性活躍促進法に基づき、自社の女性活躍に関する  
「数値目標」「数値目標の達成に向けた取組目標を  
盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した事  
業主に支給する

#### 出生時両立支援コース

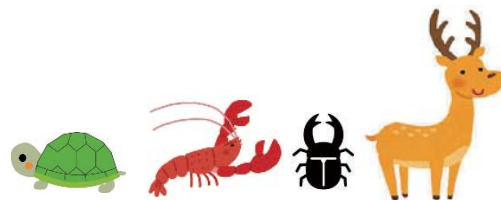
従業員が仕事と家庭の両立を支援し、女性の活躍を促進するための取組を推進する事業主に対する助成金

★詳しい問い合わせは奈良労働局雇用環境・均等室（電話：0742-32-0210）又はHP（女性活躍推進法特設ページ）へ  
お問い合わせ：厚生労働省及び内閣府男女共同参画HPより

作成：奈良市役所 市民活動部 男女共同参画課

# 平成29年度 講座レポート

## ●谷先生といっしょに！生きものの生活をのぞいてみよう



テレビで**昆虫学博士**としてたびたび登場され、全国各地で子どもや大人を対象に自然観察会の講師をされている【谷 幸三】さんをお迎えし、父子（おやこ）で身近な奈良公園の生態系や川の生き物・植物の生活について学びました♪

- ・いつもと違った視点で公園に行ってみようと思います。
- ・命の大切さを教えてもらって良かったです。また、話題も豊富にあったので、もっと時間をかけて聞きたいと感じました。

（参加者の声）

## ●疲労回復！アクティブレストヨガ 全3回

ヒーリングフォレストスクール主宰。米国クリパルセンター認定ヨガ&ボディワーク講師の【金澤 由利恵】先生をお迎えし、全3回のヨガ講座を通してココロ・カラダ・アタマを整え、**アクティブレスト（積極的休養）**をしました。参加者の方も、講座のあとはスッキリとした表情がうかがえました！



- ・疲れが和らぎました。よく眠れました。（40代 専業主婦）
- ・ヨガをしっかりとできた。（20代 常勤）

（参加者の声）

他にも、話し方講座・男の料理教室・ホームページ作成講座などを実施しました。

## 平成29年度 あすなら市民講座

女性の自立や男女共同参画に関する活動をしている団体・グループなどから企画案を募集して、奈良市男女共同参画センターあすならと共催で開催する講座です。平成29年度は、3団体と開催することが出来ました。



講師

旭堂 南左衛門氏  
（上方講談師）

『講談』で聞いて楽しむ

〃男女共同参画〃

（奈良市地域婦人団体連絡協議会との共催）

講師

山田 俊彦氏  
（人形劇団ココン代表）

親子でつくろう！  
マリオネット・作ってダンス

（奈良市女性ボランティア協会との共催）

講師

北條 正宗氏  
（弁護士）

（奈良市国際女性交流協会との共催）

「ご存じですか？  
あなたの身近に潜むこと  
～犯罪被害者の権利と少年法～」





11/  
13~17

## 「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展

昨年度に引き続き、女性に対する暴力をなくす運動(11/12~25)にあわせ、DVについてより多くの方に理解していただくために、市役所1階展示コーナーにてパネル展を実施しました。



★また、今年度は **パープルリボン運動** の一環として下記のような啓発を行いました。☆

### パープルリボンツリーの設置



市役所1階連絡通路にて、来庁者・職員の方にDVに関する共感キーワードの書かれたリボンでツリーを飾ってもらいました♪

### 『パパジーカ』のパープルリボン着用



子育て応援キャラクターの、『パパジーカ』がDV啓発のためにパープルリボンを胸に着け、応援に来てくれました！

## Pick up! Q&A

Q: 最近ニュースでよく聞く「JK ビジネス」って何?

A: いわゆる JK= 女子高生等の【児童の性】を売り物にした営業のことです。  
表向きには散歩やリフレをするだけの健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものが存在します。

Q: そんな怪しいバイトに応募する人っているの?

A: 雇用側はあらゆる手を使い JK ビジネスのハードルを下げています。  
たとえば、応募サイトに「セキュリティ完備」「法律遵守」等と記載することで『健全な仕事』であることを装ったり、履歴書不要、さらに LINE やアプリで簡単に応募できるようにしたりしています。つまり、安全に、容易にお金を稼げることをアピールしているんです。【うまい話にや裏がある】この言葉を胸に刻んでおきましょう。



参照: <http://bit.ly/2z5Xj96>

内閣府男女共同参画局【女性に対する暴力に関する専門調査会】

# ♥ DV相談のご案内 ♥



パートナーと一緒にいると不安、緊張してつらい・・・  
 そう感じるのは愛ではなくDVかもしれません。  
 1人で悩まず、まずはご相談ください。

★奈良市DV相談ダイヤル（月～土）10時～12時、13時～16時

☎0742-93-3150 ※祝日・年末年始はお休みです。

|                                                                                   |                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ★奈良県女性センター・女性相談コーナー（奈良県）<br>（火～金）9時半～18時、（土）9時半～20時、（日・祝）9時半～17時<br>☎0742-22-1240 | ★女性のための「全国共通DVホットライン」<br>（月～土）10時～15時<br>☎0120-956-080    |
| ★奈良県中央こども家庭相談センター（奈良県）<br>（月～金）9時～20時、但し面接相談は9時～16時<br>☎0742-22-4083              | ★女性の人権ホットライン（奈良地方法務局）<br>（月～金）8時半～17時15分<br>☎0570-070-810 |
| ★「女性への暴力」ホットライン奈良<br>（第2・第4月）10時～16時<br>☎0745-75-3888                             | ★DV相談ナビ（内閣府男女共同参画局）<br>☎0570-0-55210                      |

⚠ 緊急の場合は警察へ！

## その他の相談窓口のご案内

★女性のための（女性弁護士による）無料法律相談 男女共同参画センターあすなら

《毎月第3木曜日》お一人30分 10時～12時、13時～15時 ◆要電話予約のため相談日の1週間前の午前9時から下記の電話番号で受け付けます。  
 ☎0742-81-3100

：「離婚・親権」「男女問題」「財産分与」「慰謝料」など様々な法律問題について相談に応じます。

●男女共同参画センターあすなら女性問題相談室（月・火・水・金・土） ☎0742-81-3102

●西部会館相談室（月・水） ☎0742-46-3978

●北部会館相談室\*（木） ☎0742-70-2070

\*北福祉センター休館日はお休みです。

《全て10時～12時、13時～16時》

※祝日・年末年始はお休みです。

：結婚・家族・子育て・家庭・生き方…etc. さまざまな相談に応じます。面談・電話相談も可能です。

## ～相談室だより～ 男女共同参画センターあすなら相談員より

日々の暮らしの中で、何かに「困って」おられないか？

どんな人でも生きている限り苦悩があり、家族を形成していれば

そこに衝突や葛藤があります。「困っている」ことを相談されることで、

日々の暮らしをよりゆたかにしませんか？

あなたの人生はあなた自身のもの。あなたのかけがえのない人生を大切に

いただくためにある相談室です。私たち相談員が支援します。

秘密は守ります。  
 安心してまずは  
 お電話下さい。

## 《男女共同参画センター》利用のすゝめ

★☆会議室・調理室等の貸し出し

（※利用例）会議室①、午前（9時～12時半）の場合 ▶500円

主に女性団体やグループ等の登録団体へ交流の場として提供しています。

【では、登録団体になるにはどうすればいいの？】

○登録要件○：構成員が5人以上で、かつ半数以上が奈良市に在住する者からなる団体であり  
 活動の目的に「男女共同参画社会づくりに向けた取り組み」が含まれていること。

具体的には、「自主的な活動や文化活動を通して女性の社会進出を図る」団体さんや、  
 「ワーク・ライフ・バランスの推進等を目的に活動する」団体さんでもご利用になれます。

実際に当センターでも、『写真』『生け花』『話し方・MC』など様々なジャンルの活動をおこなっている団体さんがいます。

まずはセンターへ  
 お問い合わせ  
 下さい！

発行：奈良市男女共同参画センター

あすなら

住所 〒630-8245

奈良市西之阪町12番地

TEL 0742-81-3100

FAX 0742-25-0600

E-mail danjokyoudou@city.nara.lg.jp



Twitterでつぶやいてます！  
 フォローはこちらから

あすなら公式アカウント  
 「@nara\_c\_asunara」